

横浜市住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱

制定 建住政第 1860 号 令和元年 12 月 17 日（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、令和元年台風第 15 号等（以下「台風」という。）により横浜市内において甚大な住宅被害が発生したことを受け、住宅が損壊した世帯の生活再建を支援すること及び防災上有効なストックの形成を目的に、半壊又は一部損壊した住宅に係る耐震性の向上等に資する修繕工事を行う者に対し補助するものとし、その補助について、横浜市住宅修繕緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。ただし、本要綱で扱う補助事業については、緊急的措置であることから、補助金規則第 24 条ただし書きの規定を適用することができるものとして扱う。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例のほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台風により屋根又は外壁等が被災した市内に存する住宅（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1 / 2 未満のもの）を含む。）であって、市が交付した罹災証明書における被害の程度が半壊又は一部損壊であるものをいう。
- (2) 修繕工事 屋根又は外壁等について行う、別表 1 に掲げる耐震性の向上等に資する修繕工事及びこれに附帯する工事をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に居住の用に供されている住宅の所有者又は管理権限を有する者
- (2) 自らの資力のみでは住宅の修繕を行うことができない者

（補助対象工事）

第 4 条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場合において、耐震性の向上等に資する修繕に関する他の法律または予算制度に基づく国又は市の補助を受けてはならない。

- (1) 住宅の修繕工事（令和元年 9 月 9 日以降に着手したものであり、第 6 条の規定による補助金交付申請書の提出時点で既に当該工事が完了しているものを含む。以下同じ。）であること。
- (2) 修繕工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）が 10 万円以上（住宅のうち、店舗等の用途を兼ねるものにあつては、居住の用に供する部分の修繕工事に要する費用が 10 万円以上）の工事であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一の住宅について修繕工事に要する費用の10分の2の額又は30万円のいずれか低い額とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、一の申請につき、一の住宅に限るものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。さらに、本申請書の提出時点で既に修繕工事が完了している場合は、第10条に掲げる書類を併せて提出するものとする。

- (1) 資力に係る申出書(様式第2号)
- (2) 修繕工事着手前の屋根又は外壁等の被災状況が分かるカラー写真
- (3) 修繕工事実施計画書(様式第3号)及び見積書の写し
- (4) 耐震性の向上等に資する修繕確認書(様式第4号)
- (5) 罹災証明書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出期日は、別に市長が定める。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。ただし、第6条の規定による補助金交付申請書の提出時点で既に修繕工事が完了している場合は、補助金交付決定兼額確定通知書(様式第6号)(以下「兼額確定通知書」という。)により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、申請者に対し、補助金不交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定通知を受けた後に修繕工事の内容を変更しようとする場合は、速やかに補助金計画変更申請書(様式第8号)に変更後の修繕工事実施計画書(様式第3号)、変更後の見積書の写し及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助対象工事の内容に変更がなく、かつ、補助対象工事費が減額となる軽微な変更の場合は、前項に定める書類の提出を省略することができる。この場合、第10条に掲げる実績報告において、変更後の修繕工事実施計画書(様式第3号)を提出するものとする。

3 市長は第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金変更交付決定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(取り止め)

第9条 交付決定通知を受けた後に修繕工事を中止しようとする場合は、速やかに取止届(様式第10号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了した場合は、速やかに実績報告書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 修繕工事完了後の状況が分かるカラー写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合、これを審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。ただし、第7条第1項ただし書きにより兼額確定通知書を通知している場合には通知することを要しない。

(交付の請求)

第12条 交付決定者(兼額確定通知書の交付を受けたものも含む)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による請求を受理後、当該交付決定者に対し補助金を交付する。

(状況報告及び調査)

第13条 市長は、必要に応じて交付決定者(兼額確定通知書の交付を受けたものも含む)から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金規則第19条第3項の規定による交付決定の取り消しに係る通知は、交付決定取り消し通知書(様式第14号)により行うものとする。

(補助金の返還の通知)

第15条 市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る分部に関し、既に補助金が交付されているときは、すみやかに当該補助金を返還しなければならない。

- 2 補助金規則第20条第1項の規定による補助金の返還の命令は、補助金返還命令書(様式第15号)により行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 交付決定者（兼額確定通知書の交付を受けたものも含む）が本補助事業に関して納税義務者である場合は、第 10 条の規定に基づく実績報告後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときに、仕入控除税額報告書（様式第 16 号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、第 15 条の規定を準用する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 12 月 20 日から施行し、同年 9 月 9 日から適用する。

別表 1

対象部位	耐震性の向上等に資する修繕工事
屋根	・軽量の瓦屋根材への取り替え ・強固に屋根材を固定 等
外壁等	・損傷等が見られる構造耐力上主要な部分（壁、柱、土台、基礎、小屋組等）の修繕 ・釣り合いよく配置されていない構造耐力上主要な壁を筋交い等を用いて釣り合いよく配置する修繕 等